

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>IV 専門医療機関連携薬局</p> <p>1 構造設備</p> <p>(1) 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p style="text-align: center;">（法第6条の3第1項第1号）</p> <p>イ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他プライバシーの確保に配慮した設備を有すること。</p> <p style="text-align: center;">（規則第10条の3第2項第1号）</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p style="text-align: center;">（規則第10条の3第1項第2号）</p>	<p>1-(1)-イ</p> <p>ア 「座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる」とは、利用者が座って情報の提供等を受けることができる椅子を備え付けていること又は予め椅子を備え付けていない場合には、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、利用者への必要な声かけや見やすい場所にその旨を掲示する等の措置を講じたもの。</p> <p>イ 「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、個室のほか、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れている等、プライバシーに配慮した場所であること。</p> <p>1-(1)-ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造</p> <p>利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置すること、入口に段差がないこと、車いすでも来局できること又はこれらに準ずる構造をいう。</p>	

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>2 業務を行う体制</p> <p>(1) 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(法第6条の3第1項第2号)</p> <p>イ 薬局開設者が、過去1年間（当該薬局を開設して1年に満たない薬局においては、開設から認定の申請までの期間。以下同じ。）において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。</p> <p>(規則第10条の3第3項第1号)</p> <p>ロ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について2(1)イの医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(規則第10条の3第3項第2号)</p> <p>ハ 薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について2(1)イの医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。</p> <p>(規則第10条の3第3項第3号)</p> <p>ニ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。</p> <p>(規則第10条の3第3項第4号)</p>	<p>2-(1)-イ 傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関であること。</p> <p>2-(1)-ハ 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間をいう。</p>	

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>(2) 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の3第1項第3号)</p> <p>イ 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第1号)</p> <p>ロ 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第2号)</p> <p>ハ 在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第3号)</p> <p>ニ 薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第4号)</p> <p>ホ 薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。 (規則第10条の3第4項第5号)</p> <p>ヘ 当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。 (規則第10条の3第4項第6号)</p>	<p>2-(2)-イ 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明すること。また、当該内容については、文書により交付すること又は薬袋へ記載すること。</p> <p>2-(2)-ロ ア 自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 イ 利用者に対し、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示しておくこと。</p> <p>2-(2)-ハ 傷病の区分に係る医薬品 抗がん剤のほか支持療法で用いられる医薬品を含むものである。</p> <p>2-(2)-ヘ ア 「常勤」とは、原則として、当該薬局に週当たり32時間以上勤務している場合が該当すること。 イ 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、原則として、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当すること。 ウ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上勤務であれば常勤として取り扱うものとする。</p>	<p>当該薬局における抗がん剤等の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うこと</p>

法令の定め	審査基準	指導基準
<p>ト 傷病の区分に係る専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。 (規則第10条の3第4項第7号)</p> <p>チ 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。 (規則第10条の3第4項第8号)</p> <p>リ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。 (規則第10条の3第4項第9号)</p> <p>ヌ 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。 (規則第10条の3第4項第10号)</p> <p>3 人的要件</p> <p>(1) 法第6条の3第1項の認定の申請者が、法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるときは、法第6条の3第1項の認定を与えないことができる。 (法第6条の4第1項)</p> <p>(2) 法第5条(第3号に係る部分に限る。)の規定は、法第6条の3第1項の認定について準用する。 (法第6条の4第2項)</p> <p>4 認定の更新</p> <p>専門医療機関連携薬局の認定は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (法第6条の3第5項)</p>	<p>エ 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中に労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。</p> <p>2-(2)-ト 傷病の区分に係る専門性の認定を受けた薬剤師 規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する者であること。</p> <p>2-(2)-チ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</p> <p>2-(2)-リ あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。</p> <p>2-(2)-ヌ 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間をいう。</p>	